

議案第77号

さいたま市都市計画関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市都市計画関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年6月12日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市都市計画関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市都市計画関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1 法第29条の規定による 開発行為の許可の申請に対する審査		1 法第29条の規定による 開発行為の許可の申請に対する審査	
(1) 主として自己の居住の 用に供する住宅の建築の 用に供する目的で行う開 発行為		(1) 主として自己の居住の 用に供する住宅の建築の 用に供する目的で行う開 発行為	
ア 開発区域の面積が0 ．1ヘクタール未満の もの	1件につき <u>10,000</u> 円	ア 開発区域の面積が0 ．1ヘクタール未満の もの	1件につき <u>8,600</u> 円
イ 開発区域の面積が0 ．1ヘクタール以上0 ．3ヘクタール未満の もの	1件につき <u>23,000</u> 円	イ 開発区域の面積が0 ．1ヘクタール以上0 ．3ヘクタール未満の もの	1件につき <u>22,000</u> 円
ウ 開発区域の面積が0 ．3ヘクタール以上0 ．6ヘクタール未満の もの	1件につき <u>46,000</u> 円	ウ 開発区域の面積が0 ．3ヘクタール以上0 ．6ヘクタール未満の もの	1件につき <u>43,000</u> 円
エ 開発区域の面積が0 ．6ヘクタール以上1 ヘクタール未満のもの	1件につき <u>92,000</u> 円	エ 開発区域の面積が0 ．6ヘクタール以上1 ヘクタール未満のもの	1件につき <u>86,000</u> 円

オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件につき <u>140,000円</u>
カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき <u>180,000円</u>
キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき <u>240,000円</u>
ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	1件につき <u>320,000円</u>
(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	
ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1件につき <u>20,000円</u>
イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき <u>46,000円</u>
ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき <u>100,000円</u>
エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき <u>185,000円</u>
オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件につき <u>308,000円</u>
カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき <u>415,000円</u>
キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき <u>521,000円</u>
ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	1件につき <u>737,000円</u>
(3) 前2号以外のお開発行為	
ア 開発区域の面積が0	1件につき

オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件につき <u>130,000円</u>
カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき <u>170,000円</u>
キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき <u>220,000円</u>
ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	1件につき <u>300,000円</u>
(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	
ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1件につき <u>13,000円</u>
イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき <u>30,000円</u>
ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき <u>65,000円</u>
エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき <u>120,000円</u>
オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件につき <u>200,000円</u>
カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき <u>270,000円</u>
キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき <u>340,000円</u>
ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	1件につき <u>480,000円</u>
(3) 前2号以外のお開発行為	
ア 開発区域の面積が0	1件につき

<ul style="list-style-type: none"> . 1ヘクタール未満のもの イ 開発区域の面積が0 <ul style="list-style-type: none"> . 1ヘクタール以上0 . 3ヘクタール未満のもの ウ 開発区域の面積が0 <ul style="list-style-type: none"> . 3ヘクタール以上0 . 6ヘクタール未満のもの エ 開発区域の面積が0 <ul style="list-style-type: none"> . 6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの 	<p>92,000円</p> <p>1件につき 140,000円</p> <p>1件につき 200,000円</p> <p>1件につき 280,000円</p> <p>1件につき 420,000円</p> <p>1件につき 550,000円</p> <p>1件につき 710,000円</p> <p>1件につき 940,000円</p> <p>許可申請1件につき、前3号に掲げる開発区域の面積に応じ当該各号に定める額に50,000円を加えた額</p>
<p>2 法第35条の2の規定による開発行為の変更許可の申請に対する審査</p> <p>(1)~(3) [略]</p>	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が940,000円を超えるときは、その手数料の額は、940,000円とする。</p> <p>[略]</p>

<ul style="list-style-type: none"> . 1ヘクタール未満のもの イ 開発区域の面積が0 <ul style="list-style-type: none"> . 1ヘクタール以上0 . 3ヘクタール未満のもの ウ 開発区域の面積が0 <ul style="list-style-type: none"> . 3ヘクタール以上0 . 6ヘクタール未満のもの エ 開発区域の面積が0 <ul style="list-style-type: none"> . 6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの 	<p>86,000円</p> <p>1件につき 130,000円</p> <p>1件につき 190,000円</p> <p>1件につき 260,000円</p> <p>1件につき 390,000円</p> <p>1件につき 510,000円</p> <p>1件につき 660,000円</p> <p>1件につき 870,000円</p>
<p>2 法第35条の2の規定による開発行為の変更許可の申請に対する審査</p> <p>(1)~(3) [略]</p>	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は、870,000円とする。</p> <p>[略]</p>
<p>3 法第41条第2項ただし</p>	<p>1件につき</p>

3 法第42条第1項ただし書の規定による予定建築物等以外の建築等の許可の申請に対する審査	1件につき 28,000 円	
4 法第43条の規定による開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等の許可の申請に対する審査		
(1) 敷地の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1件につき 7,800円	
(2) 敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき 19,000 円	
(3) 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき 42,000 円	
(4) 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき 74,000 円	
(5) 敷地の面積が1ヘクタール以上のもの	1件につき 104,000 円	
(6) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ホに規定する建築物又は第一種特定工作物であつて、市長が別に定める基準により開発審査会に付議するもの	許可申請1 件につき、前 各号に掲げる 敷地の面積に 応じ当該各号 に定める額に 50,000 円を加えた額	
5 法第45条の規定による開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査		
(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若	1件につき 2,000円	

書（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による市街化調整区域内における建築物の特例の許可の申請に対する審査	46,000 円
4 法第42条第1項ただし書の規定による予定建築物等以外の建築等の許可の申請に対する審査	1件につき 26,000 円
5 法第43条の規定による開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等の許可の申請に対する審査	
(1) 敷地の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1件につき 6,900円
(2) 敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき 18,000 円
(3) 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき 39,000 円
(4) 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき 69,000 円
(5) 敷地の面積が1ヘクタール以上のもの	1件につき 97,000 円
6 法第45条の規定による開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	
(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若	1件につき 1,700円

<p>しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの</p> <p>(2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの</p> <p>(3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、前2号以外のもの</p>	<p>1件につき <u>3,000円</u></p> <p>1件につき <u>19,000円</u></p>
<p>6 法第47条第5項の規定による開発登録簿の写しの交付</p>	<p>用紙1枚につき <u>500円</u></p>
<p>7 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定による書面の交付</p> <p>(1) 法第29条第1項、第35条の2第1項、第42条第1項又は第43条第1項の規定による許可を受けたことを証する書面の交付</p> <p>(2) 法第29条第1項、第35条の2第1項、第42条第1項又は第43条第1項の規定による許可を受ける必要がないことを証する書面の交付</p>	<p>1件につき <u>3,000円</u></p> <p>1件につき <u>7,000円</u></p>
<p>8 さいたま都市計画高度地区に定める制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき 27,000円</p>
<p>9 さいたま都市計画高度地区に定める制限の緩和に係</p>	<p>1件につき 160,000円</p>

<p>しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの</p> <p>(2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの</p> <p>(3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、前2号以外のもの</p>	<p>1件につき <u>2,700円</u></p> <p>1件につき <u>17,000円</u></p>
<p>7 法第47条第5項の規定による開発登録簿の写しの交付</p>	<p>用紙1枚につき <u>470円</u></p>
<p>8 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定による法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条第1項又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付</p>	<p>1件につき <u>6,000円</u></p>

る許可の申請に対する審査	0円
--------------	----

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市都市計画関係事務手数料条例別表第1項から第7項までの規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった事務に係る手数料について適用し、同日前に申請のあった事務に係る手数料については、なお従前の例による。